

静岡市

奨学金返還支援事業補助金

の手引き



静岡市商業労政課
令和8年4月1日版
Ver.2

はじめに

- ◆ 本手引きについて
本手引きには、「静岡市奨学金返還支援事業補助金」の申請にあたっての要件や提出書類等について記載しています。
- ◆ 申請様式について
申請様式は、静岡市ホームページからダウンロードできます。
申請様式の記載例も同ページでご覧いただけますので、ご確認ください。
- ◆ 申請手続きについて
本補助金の申請は、電子申請（オンライン申請）を推奨しています。
静岡市ホームページから電子申請のページをご確認ください。

静岡市ホームページ（本補助金の特設ページ）はこちらからご確認ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5478/s013104.html>



静岡市 奨学金返還支援



- ◆ 申請にあたって
本補助金は、「静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）」、「静岡市奨学金返還支援事業補助金交付要綱」及び本手引きに基づいて交付いたします。
申請にあたっては、規則、交付要綱及び本手引きに定められた要件等を遵守いただくようお願いいたします。
申請者が虚偽の申請その他不正な行為をした場合には、市から補助金の交付決定の取り消しや、返還などを命じることがあります。
- ◆ 本手引きに記載の内容について、ご不明な点等がございましたらお気軽に「7 問合せ先」までご連絡ください。

目次

1 補助金の概要 P.1

- (1) 目的 P. 1
- (2) 制度の概要 P. 1

2 申請要件 P.2

- (1) 補助対象者（企業等）の要件 P. 2
- (2) 支援対象者（従業員）の要件 P. 2

3 支援対象となる奨学金 P.3

4 補助金の額 P.3

- (1) 補助率、上限など P. 3
- (2) 企業区分の判定 P. 4
- (3) 補助金額の例 P. 5

5 補助金の申請から交付まで（手続き） P.6

- (1) 補助金交付までの流れ P. 6
- (2) 交付申請期間（令和8年度） P. 6
- (3) 交付申請 P. 6
- (4) 実績報告 P. 7
- (5) 補助金の請求～補助金交付 P. 7
- (6) 申請方法 P. 7
- (7) その他 P. 7
- 必要書類チェックリスト（交付申請） P. 8
- 必要書類チェックリスト（実績報告） P. 9

6 制度導入企業の登録 P10

7 問合せ・ホームページなど P.10

- (1) 補助対象者（企業等）の要件 P. 10
- (2) 支援対象者（従業員）の要件 P. 10

1 補助金の概要

(1) 目的

従業員への奨学金返還支援を行う市内企業等に対し、その経費の一部を補助することで市内企業の採用力を向上し、市内企業の人材確保及び定着、市内就職の促進を図る。

(2) 制度の概要

従業員の奨学金返還を支援する市内企業等に対し、その費用の一部を補助する。

○ 対象企業

- ①本店及び本社が市内にある企業
- ②本店及び本社は市外だが、独自の採用権限を持つ市内事業所

○ 支援対象となる従業員

勤務形態：正社員

年齢：問わない

居住地：問わない

勤務地：問わない

※市外勤務を前提とした、現地限定採用等の場合は対象外

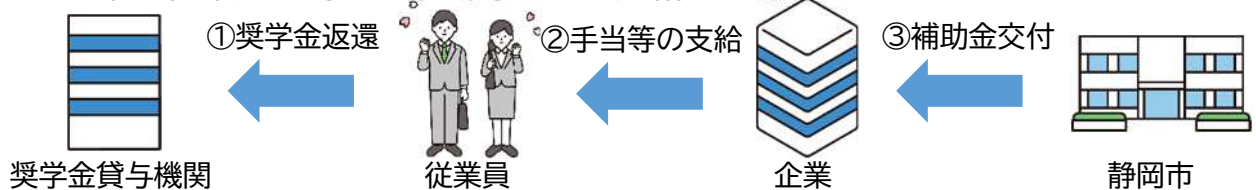
○ 対象経費 奨学金返還支援の目的で、企業が従業員に対して支出した手当など（代理返還含む）

○ 補助率、上限額など

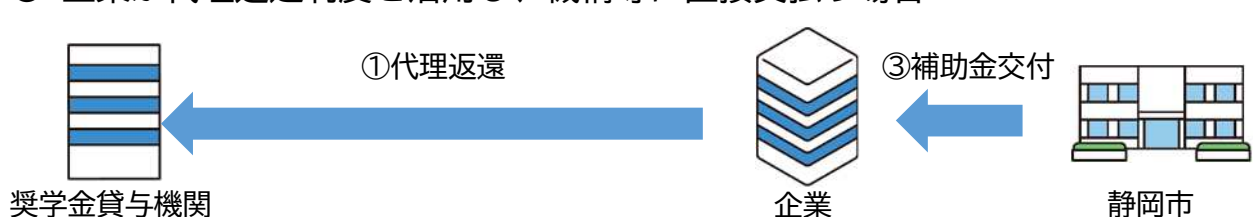
	中小企業	大企業
補助率	2 / 3	1 / 2
上限額	従業員1人あたり12万円／年度	従業員1人あたり9万円／年度
補助期間	従業員1人あたり最大6年間（72月分）	

《イメージ》

◎ 企業が従業員に対し、手当等として支給する場合



◎ 企業が代理返還制度を活用し、機構等に直接支払う場合



2 申請要件

(1) 補助対象者（企業等）の要件（交付要綱第4条関連）

申請日時点で次のすべてを満たしている必要があります。

- 次のいずれかに該当すること。
 - ・静岡市内に本店及び本社がある企業等
 - ・本店及び本社は静岡市外にあるが、正社員の採用権限を持つ市事業所
- 支援対象者（従業員）に対する奨学金返還支援制度を設けている。
- 規則や規程等に基づき、従業員に対する奨学金返還支援を実施又は予定していること。
- 静岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- 国・地方公共団体・民間等が実施する、奨学金返還支援を目的とした助成金等の交付を受けていないこと。

注) ただし、次に該当する場合は、対象外となります。

- ・労働関係法令に違反している者
- ・風俗営業等の規則及び業務の適性化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主なものは除く。）、性風俗特殊営業、その他風俗上好ましくない者
- ・国、県、又は市町村が出資による権利を有する者
- ・暴力団員である者、又は暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 支援対象者（従業員）の要件（交付要綱第5条関連）

補助対象者（企業等）が支援する対象の従業員は、次のすべてを満たしている必要があります。

- 補助対象者において、正社員（※）として取り扱われていること。
ただし、市外での勤務を前提に採用されている場合（市外の現地限定採用等）は、支援対象としません。
（※）正社員とは、週20時間以上の無期雇用契約を締結していることを要件とします。
- 奨学金を返還していること。
- 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
- 他の団体等から、重複して奨学金返還支援を受けていないこと。
- <採用日について>
 - ・市の補助金交付要綱施行日（令和7年11月1日）より前から、従業員に対する奨学金返還支援制度を導入している場合
→市の補助金交付要綱施行日以降に採用された者
 - ・市の補助金交付要綱施行日より後に、従業員に対する奨学金返還支援制度を導入する場合
→奨学金返還支援制度を導入した日（規則・規程等を整備した日）以降に採用された者

3 支援対象となる奨学金

支援の対象となる奨学金は、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- (2) 地方公共団体、大学及び民間企業・団体などが貸与する奨学金
- (3) その他、市長が特に必要があると認めるもの

4 補助金の額

(1) 補助率、上限など

補助金の額等は、次のとおりです。

	企業区分 (※)	
	中小企業	大企業
補助率	2 / 3	1 / 2
申請年度ごとの上限額 (従業員 1 人あたり)	120,000円	90,000円
上限総額 (従業員 1 人あたり)	720,000円	540,000円
補助対象経費	<p>【支給型】 従業員が、<u>申請の前年度又は申請年度に返還した (する) 奨学金を対象に、企業等が申請年度に、従業員に対して支払った金銭 (手当・給与など)</u></p> <p>【代理返還型】 企業等が、従業員に代わって、<u>申請年度に、機構等に対して、代理返還した金銭</u></p> <p>ただし、従業員が返還計画に基づき返還する奨学金の、最大72月分までを対象として支払った (代理返還した) 金銭を上限とし、それを超える分は対象としない。</p>	

(※) 企業区分の判定は、次ページに記載の「(2) 企業区分の判定」でご確認ください。

(2) 企業区分の判定

本補助金において、次の要件に当てはまる場合は、「中小企業」の扱いとなります。

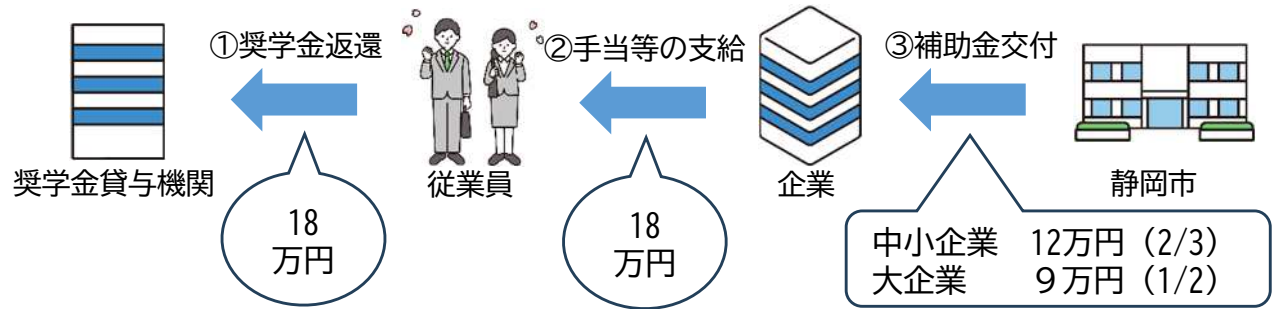
中小企業者の要件 業種・組織形態	次のいずれかを満たすこと	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、 旅館業を除く)	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造並びに工業用ベルト製造業 を除く)	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万以下	200人以下
⑧その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下
⑨組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第 8号に規定される組合及び連合会	
⑩医療法人、学校法人、社会福祉法人	上記③サービス業に準じる者	
⑪社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が 中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分 に基づき、その主たる業種に記載の 従業員規模以下の者	
⑫財団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業務 に記載の従業員規模以下の者	
⑬特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業務 に記載の従業員規模以下の者	
⑭個人事業主	法人を設立せず、自己の名において継続的に事業 を行う個人であって、税務署に「個人事業の開 業・廃業等届出書」等を提出している者	

ただし、次の要件に当てはまる場合は、みなし大企業となり、「中小企業」に該当しません。

- (1) 発行済株式の総額又は出資金額の総額の1/2以上を、同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総額又は出資金額の総額の2/3以上を、大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている者
- (4) その他、大企業が実質的に経営に参画していると市長が認めた者

(3) 補助金額の例

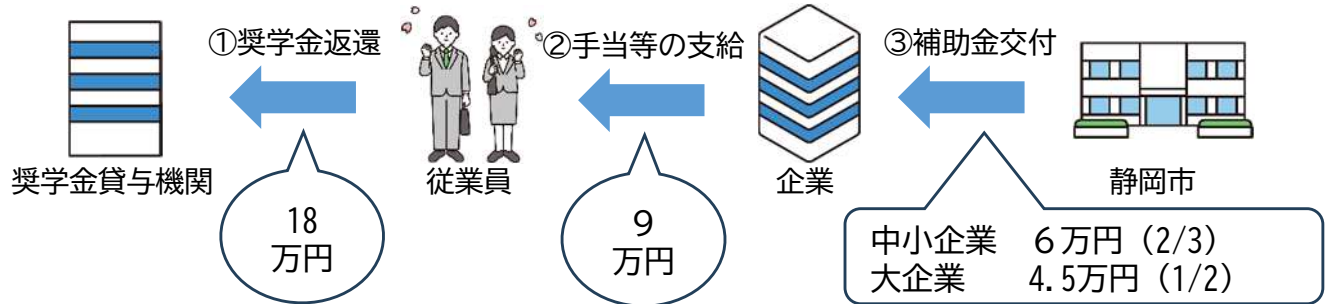
◆ ケース1 従業員が年間18万円返還 18万円（全額）を企業が支援する場合



実負担額

	従業員	企業	静岡県
中小企業	なし	6万円	12万円
大企業	なし	9万円	9万円

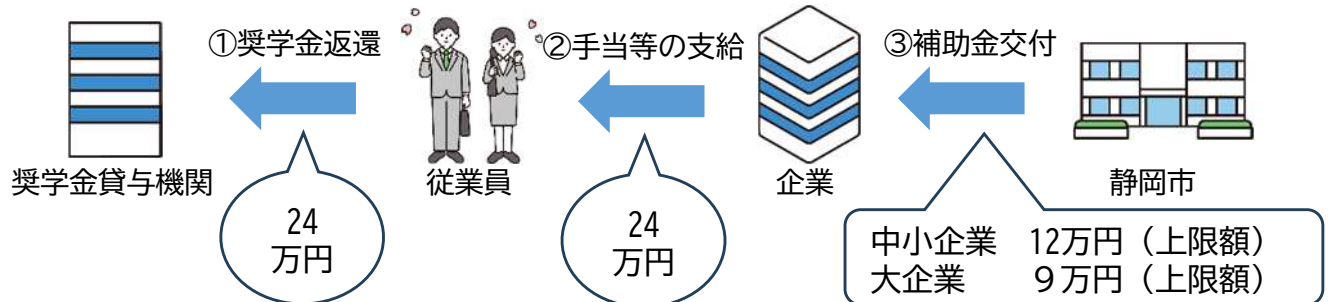
◆ ケース2 従業員が年間18万円返還 9万円（半額）を企業が支援する場合



実負担額

	従業員	企業	静岡県
中小企業	9万円	3万円	6万円
大企業	9万円	4.5万円	4.5万円

◆ ケース3 従業員が年間24万円返還 24万円（全額）を企業が支援する場合



実負担額

	従業員	企業	静岡県
中小企業	なし	12万円	12万円
大企業	なし	15万円	9万円

5 補助金の申請から交付まで（手続き）

（1）補助金交付までの流れ



※交付決定後に、事業に変更が生じた場合は、「変更申請」手続きが必要となります。

（2）交付申請期間（令和8年度）

2026年4月8日（水）～2027年2月26日（金）

※全ての申請書類が不備なく揃った時点で受付となります。

不明点等はお早めにご相談ください。

※申請額が予算額に達した場合、受付を中止することがあります。

（3）交付申請

※ 従業員への返還支援を実施する前に、必ず申請してください。

◆ 必要書類

- ① 奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 奨学金返還支援事業計画書（様式第2号）
- ③ 履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届の写し等）
- ④ 支援制度に係る内部規定等の写し
- ⑤ 支援対象者（従業員）との雇用関係、雇用形態が確認できる書類（労働条件通知書、雇用契約書の写し等）
- ⑥ 支援対象者（従業員）の返還額及び返還スケジュールが分かる書類の写し（返還明細書、返還開始通知書等（インターネット上で確認できる画面も可））
※ 返還総額、返還残額、返還回数、返還月額、返還開始日、返還終了日が分かるもの
- ⑦ 市税の未納がないことを証明する書類の写し
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- ⑨ その他、市長が必要があると認める書類

(4) 実績報告

◆ 必要書類

- ① 奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第10号）
- ② 事業報告書（様式第11号）

（代理返還をしていない場合）

- ③-1 給与明細書、賃金台帳など、支援対象者に支給した金銭の実績が分かる書類の写し
（代理返還をしている場合）
- ③-2 支援対象者に代わり、代理返還した実績が分かる書類の写し
- ④ その他、市長が必要と認める書類

◆ 提出期限

補助事業が完了したとき、又は交付決定した年度の3月31日から起算して15日以内

(5) 補助金の請求～補助金交付

◆ 必要書類

奨学金返還支援事業補助金支払請求書（様式第13号）

◆ 提出期限

補助金確定通知書（様式第12号）の通知日から起算して10日以内

(6) 申請方法

原則、オンラインにて申請をお願いします。

電子申請フォームは、静岡市ホームページのからご確認いただけます。

※ オンライン申請が困難な場合については、以下の窓口での受付も行っています。

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎5階
経済局商工部商業労政課 雇用・産業人材係
受付時間：午前9時00分～午後5時00分（平日のみ）

(7) その他

- ・申請に必要な様式や記載例は、静岡市ホームページに掲載しています。
記載例を参考に、各種書類の作成をお願いします。
- ・交付決定後に事業を変更、中止又は廃止しようとする場合は、別途申請が必要となりますので、事前にご連絡をお願いします。

必要書類チェックリスト（交付申請）

☑	必要な書類
☐	<p>①奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>【提出方法】 電子申請……ホームページ掲載の様式に記載してフォームに添付 持参又は郵送……ホームページ掲載の様式に記載して提出</p>
☐	<p>②奨学金返還支援事業計画書（様式第2号）</p> <p>【提出方法】 電子申請……ホームページ掲載の様式に記載してフォームに添付 持参又は郵送……ホームページ掲載の様式に記載して提出</p>
☐	<p>③履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届の写し等）</p> <p>【提出方法】 電子申請……フォームにデータを添付 持参又は郵送……写しを提出</p>
☐	<p>④支援制度に係る内部規定等の写し</p> <p>【提出方法】 電子申請……フォームにデータを添付 持参又は郵送……写しを提出</p>
☐	<p>⑤支援対象者（従業員）との雇用関係、雇用形態が確認できる書類 （労働条件通知書、雇用契約書の写し等）</p> <p>【提出方法】 電子申請……フォームにデータを添付 持参又は郵送……写しを提出</p>
☐	<p>⑥支援対象者（従業員）の返還額及び返還スケジュールが分かる 書類の写し （返還明細書、返還開始通知書等（インターネット上で確認できる画面も可））</p> <p>【提出方法】 電子申請……フォームにデータを添付 持参又は郵送……写しを提出</p>
☐	<p>⑦市税の未納がないことを証明する書類の写し</p> <p>【提出方法】 電子申請……フォームにデータを添付 持参又は郵送……写しを提出</p>
☐	<p>⑧暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式第3号）</p> <p>【提出方法】 電子申請……ホームページ掲載の様式に記載してフォームに添付 持参又は郵送……ホームページ掲載の様式に記載して提出</p>
☐	<p>⑨その他、市長が必要があると認める書類</p>

必要書類チェックリスト（実績報告）

<input checked="" type="checkbox"/>	必要な書類
<input type="checkbox"/>	<p>①奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第10号）</p> <p>【提出方法】 電子申請……ホームページ掲載の様式に記載してフォームに添付 持参又は郵送……ホームページ掲載の様式に記載して提出</p>
<input type="checkbox"/>	<p>②事業報告書（様式第11号）</p> <p>【提出方法】 電子申請……ホームページ掲載の様式に記載してフォームに添付 持参又は郵送……ホームページ掲載の様式に記載して提出</p>
<input type="checkbox"/>	<p>③-1（代理返還をしていない場合） 給与明細書、貸金台帳など、支援対象者に支給した金銭の実績が分かる書類の写し</p> <p>【提出方法】 電子申請……フォームにデータを添付 持参又は郵送……写しを提出</p>
<input type="checkbox"/>	<p>③-2（代理返還をしている場合） 支援対象者に代わり、代理返還した実績が分かる書類の写し</p> <p>【提出方法】 電子申請……フォームにデータを添付 持参又は郵送……写しを提出</p>
<input type="checkbox"/>	<p>④その他、市長が必要があると認める書類</p>

6 制度導入企業の登録

制度導入企業の情報は、市ホームページなどで、大学生や求職者に向けてPRさせていただきます。制度導入後は、こちらから企業登録をお願いします。

<https://logoform.jp/form/79j2/1270482>



7 問合せ先・ホームページなど

(1) 問合せ先・申請書の提出先

静岡市 経済局 商工部 商業労政課 雇用・産業人材係
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎5階

電話：054-354-2430

FAX：054-354-2132

メール：shogyo@city.shizuoka.lg.jp

(2) 静岡市ホームページ

制度の概要及び電子申請フォームは、静岡市ホームページからご確認ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5478/s013104.html>



静岡市 奨学金返還支援

